

～平成27年10月から標準報酬制が始まります!～

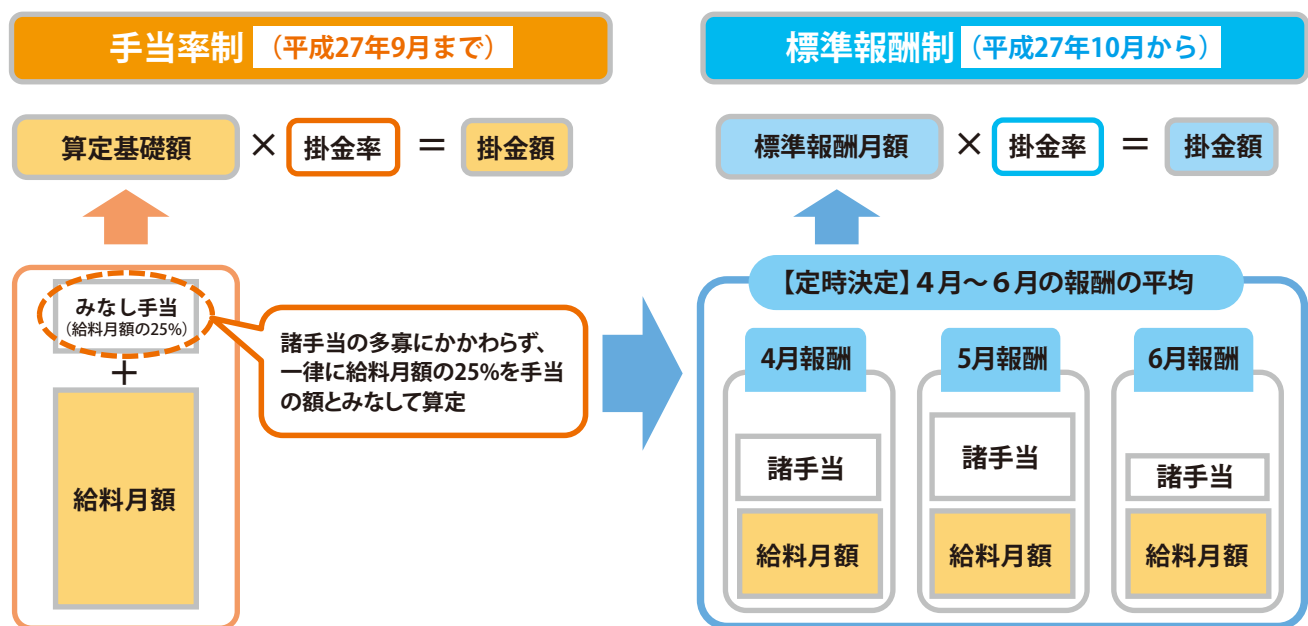
# 掛金や給付額の算定が変わります

Check

- 諸手当の額により、個人ごとに掛金等が変わります。
- 時間外勤務が多い方、医師などの諸手当が多い方は掛金等が大きく変わることが見込まれます。

被用者年金制度の一元化に伴い、短期掛金(医療)・長期掛金(年金)など毎月の共済掛金や、短期給付・老齢厚生年金(※)の算定の基礎額が、現行の「手当率制」から厚生年金・健康保険や国家公務員共済と同じ「標準報酬制」に移行します。

※ 平成27年10月から公務員は厚生年金保険の適用となります。



## ■ 標準報酬月額の決定と改定

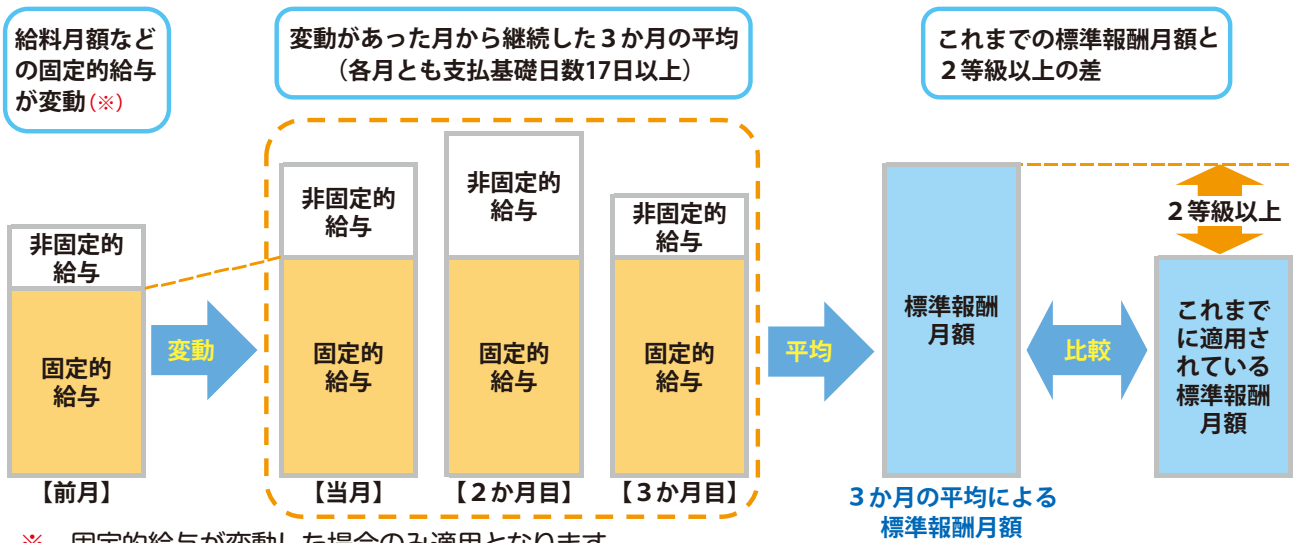
標準報酬月額の決定と改定は次のとおりです。

なお、平成27年10月から適用する標準報酬月額は平成27年6月の報酬により決定します。

種類	対象者	決定等の基礎となる報酬	決定・改定の時期
定時決定	毎年	4月、5月、6月の報酬の平均	毎年9月
随時改定	報酬が著しく変動したとき	給料月額などの固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均	変動があった月から4か月目
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得したとき	資格取得時の報酬	資格取得時
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了したとき	育児休業等終了日以後の3か月間の報酬の平均	育児休業等終了日から4か月目
産前産後休業終了時改定	産前産後休業が終了したとき	産前産後休業終了日以後の3か月間の報酬の平均	産前産後休業終了日から4か月目

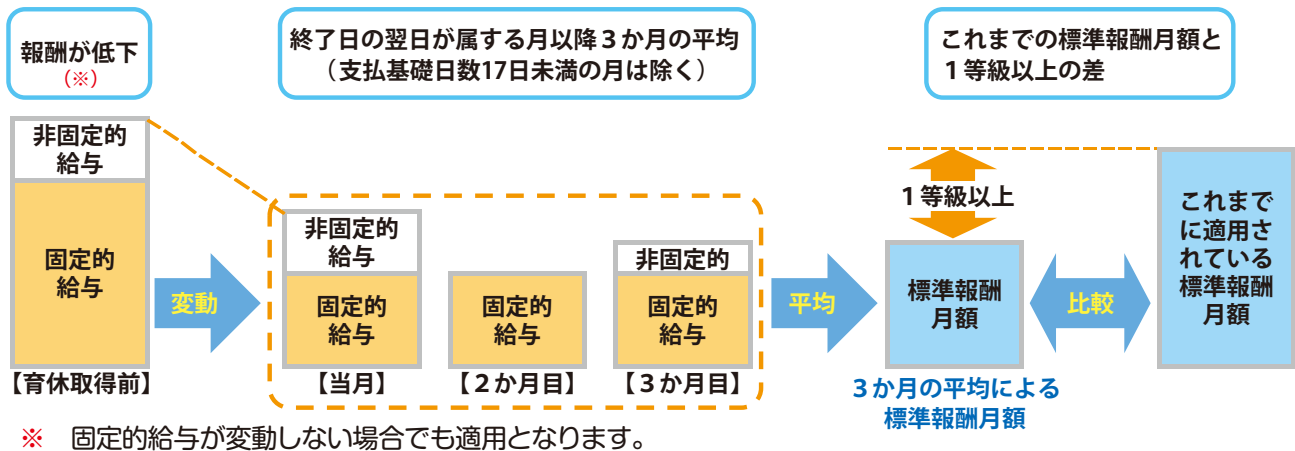
## ■ 随時改定の概要

定時決定による標準報酬月額が適用されている間に、昇給や昇格などに伴い、報酬が一定以上変動した場合は、標準報酬月額が改定されます。



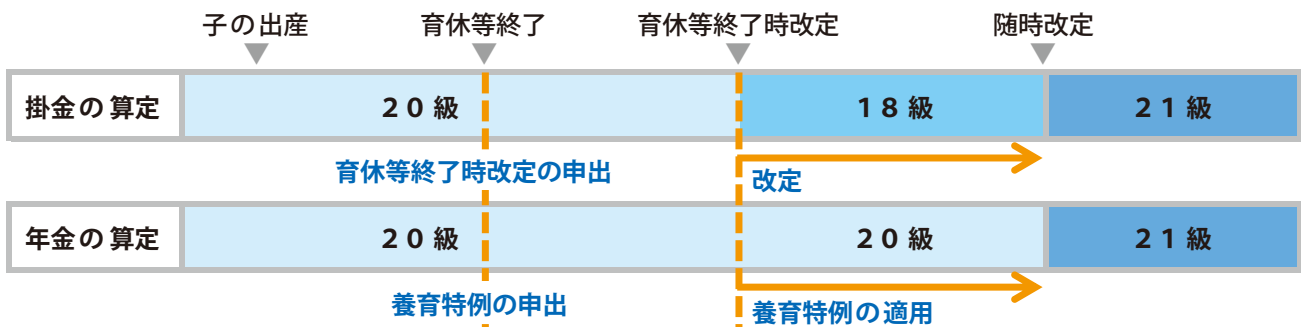
## ■ 育児休業等終了時改定の概要(産前産後休業終了時改定も同様)

育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育しており、引き続き、育児短時間勤務や部分休業などにより報酬が一定以上低下した場合は、申し出により、標準報酬月額が改定されます。



## ■ 3歳未満の子を養育している場合の特例

3歳未満の子を養育している方の標準報酬月額が養育前の標準報酬月額を下回る場合は、申し出により、その下回る間の年金の算定基礎は、養育前の標準報酬月額を適用することができます。



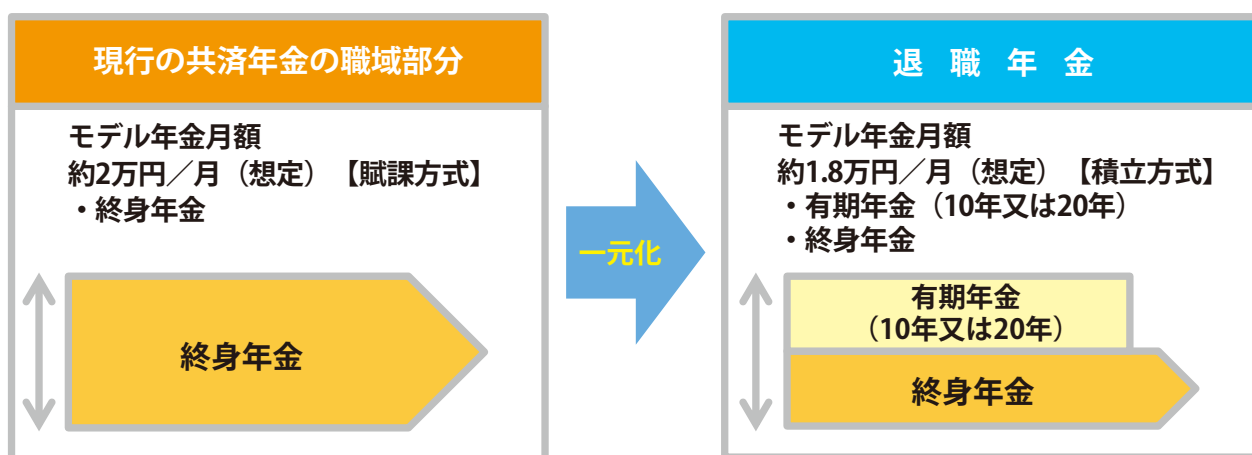
～平成27年10月から新たな年金制度が始まります!～

# 年金払い退職給付が創設されます

共済年金の職域部分の廃止後、平成27年10月から創設される「年金払い退職給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

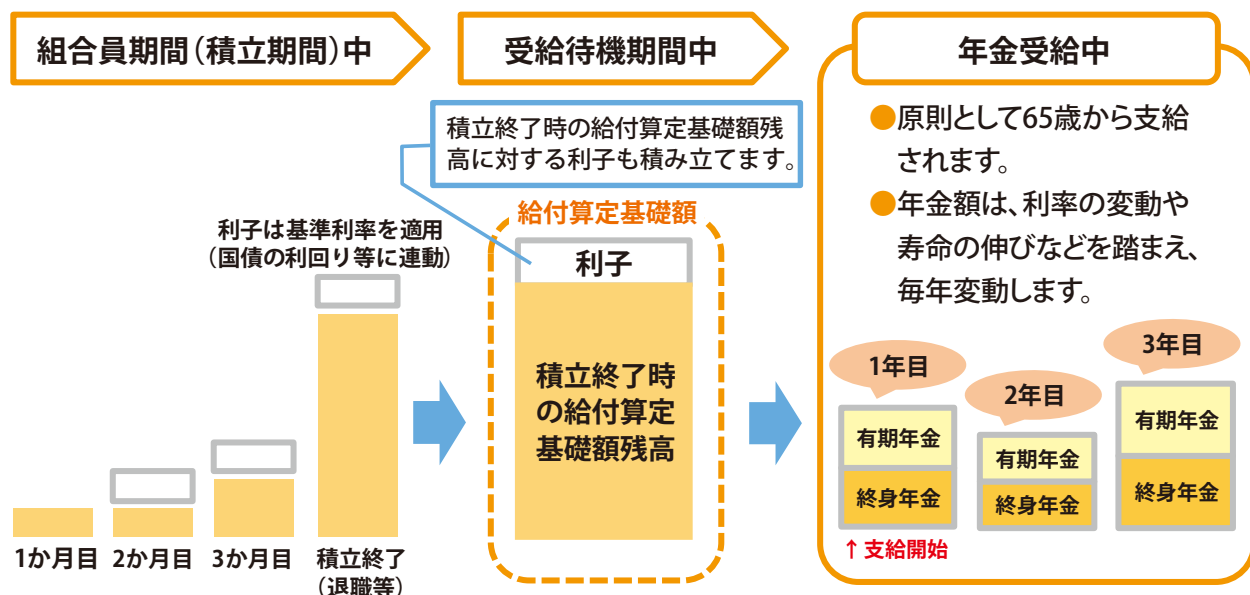
共済年金の職域部分は、現役世代の保険料で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、年金払い退職給付は、自分の将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。

## ■「退職年金」の給付イメージ（※総務省ホームページから）



※ モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算（保険料は事業主と組合員の折半負担）

## ■「年金払い退職給付」の積立と受給のイメージ



## ■今後の年金の保険料のイメージ

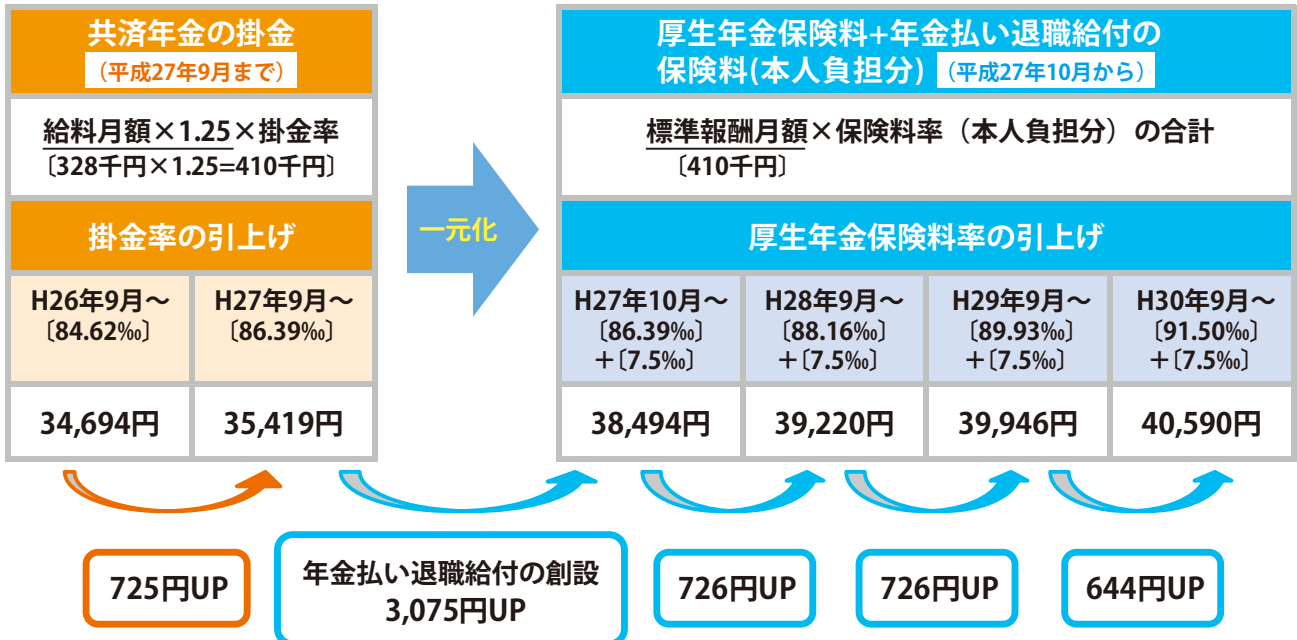
### ◆年金の保険料(本人負担分)の算定事例(月額)

給料月額： 328,000 円

諸手当： 82,000 円

標準報酬月額：410,000 円

年金払い退職給付の保険料率(本人負担分)：7.5%<sub>0</sub> (未定のため法定の上限として算定)



※ 標準報酬制では、給料月額が同じ額でも諸手当の多寡により、個人ごとに保険料(本人負担分)が変わります。時間外勤務が多い方、医師などの諸手当が多い方は保険料(本人負担分)が大きく変わることが見込まれます。

## ～ 組合員のみなさまへ～

### ●標準報酬月額や掛金額が試算できます。

当組合ホームページに、標準報酬月額・等級及び各種掛金額を試算できる計算シートを掲載しています。ぜひお試しください。

### ●組合員の皆様に事前に標準報酬月額や掛金額をお知らせします。

平成27年9月に、当組合から、組合員の皆様お一人ずつに、標準報酬月額・等級や各種掛金額(短期・福祉・介護・長期・年金払い退職給付)の試算結果をお知らせする予定です。

※ なお、この試算結果はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。決定された標準報酬月額等については、別途、給与明細や通知等によりお知らせします。



標準報酬制・年金払い退職給付等の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。